

消防予第350号
平成23年9月14日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

平成23年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について

標記について、「平成23年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について」(平成23年8月30日付け国住安第24号)により、国土交通省住宅局長から別添のとおり協力依頼がありましたので、お知らせします。

各都道府県におかれましては、貴管内の市町村又は消防本部に対してもこの旨周知されますようお願いいたします。

消防庁予防課

担当 大嶋・村瀬・吉川

TEL 03-5253-7523

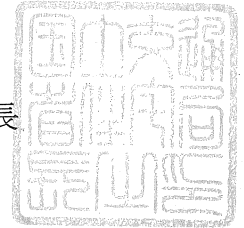
FAX 03-5253-7533

E-mail t.yoshikawa@soumu.go.jp

国住安第24号
平成23年8月30日

消防庁次長 殿

国土交通省住宅局長



平成23年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について

建築行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省及び各特定行政庁においては、建築基準法令違反の建築物の是正及びその発生予防に努めており、その一環として、「違反建築防止週間」を設定・実施しております。

今年度の違反建築防止週間については、平成23年10月11日（火）から17日（月）までを実施期間の基本としますので、本週間に対するご協力をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

国住安第23号

平成23年8月30日

都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

平成23年度違反建築防止週間について（技術的助言）

平成23年度違反建築防止週間については、平成23年10月11日（火）から17日（月）までを実施期間の基本としますので、本週間に対するご協力を頂くようお願いいたします。

また、本職から関係機関及び関係団体に対して別添のとおり協力の依頼をしたのでご連絡します。

違反建築物対策については、建築行政マネジメント計画を策定することにより、各特定行政庁において同計画等に基づく適切な活動を実施されていることと存じますが、各特定行政庁におかれましては、引き続き同計画等に沿って適切な活動を実施し、違反建築物対策のより一層の徹底を期されるようお願いいたします。

最近では、昨年末に兵庫県姫路市と新潟県新潟市において、立て続けに違法設置エレベーターにおける死亡事故が発生しました。また、個室ビデオ店等や未届の有料老人ホーム、認知症高齢者グループホームの火災死亡事故を踏まえたフォローアップ調査を行っているところですが、特定行政庁によっては近年違反是正の進捗が芳しくない状況が見受けられます。

違反建築物の発生の未然防止、発見、迅速な調査や違反是正を行うには、各特定行政庁において、消防や警察、福祉部局、衛生部局、労働基準部局など関係機関と密接な連携を図るほか、建築・不動産関係団体、自治会等の地域コミュニティ組織等とも協力関係を築き、協調して違反建築の防止に取り

組むことが必要であると考えられます。つきましては、日頃の取り組みに加え、違反建築防止週間というこの機を捉え、下記にもご留意の上、違反建築の防止のための啓発活動及び違反是正に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の特定行政庁に対しても、この旨周知するようお願いいたします。

記

1. 違反建築の防止のための啓発活動等

- (1) ポスターの掲示や垂れ幕の掲示、のぼりやパンフレットの作成・配布、講演会や自治会等の地域コミュニティ組織と連携したイベントの実施等により、違反建築防止週間の周知、違反建築の防止、違反建築に係る通報の呼びかけ等を行うこと。
- (2) 建築・不動産関係団体に対し、あらためて法令遵守を呼びかけること。

2. 違反事実の把握及び是正のための取り組み

- (1) 通報等の幅広い受付、消防や警察、福祉部局、衛生部局、労働基準部局などとの連携による合同現場パトロールや合同査察の実施、情報共有により違反事実の把握に取り組むこと。
- (2) 調査対象物件で未調査のものについては、所有者等と速やかに調整を図り、立入検査を行うことで、違反事項の把握に努めること。
- (3) 違反事実を把握した場合には、各違反事項について明確な是正期限を設定し、期限内に是正が行われるよう粘り強く指導すること。
- (4) 度重なる指導にもかかわらず期限内に是正が行われない悪質な事例については、建築基準法第9条による違反是正命令等を発するなど必要な措置を講じること。

別添

国住安第24号

平成23年8月30日

消防庁次長 殿

国土交通省住宅局長

平成23年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について

建築行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省及び各特定行政庁においては、建築基準法令違反の建築物の是正及びその発生予防に努めており、その一環として、「違反建築防止週間」を設定・実施しております。

今年度の違反建築防止週間については、平成23年10月11日（火）から17日（月）までを実施期間の基本としますので、本週間に対するご協力をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

国住安第24号

平成23年8月30日

警察庁生活安全局長 殿

国土交通省住宅局長

平成23年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について

建築行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省及び各特定行政庁においては、建築基準法令違反の建築物の是正及びその発生予防に努めており、その一環として、「違反建築防止週間」を設定・実施しております。

今年度の違反建築防止週間については、平成23年10月11日（火）から17日（月）までを実施期間の基本としますので、本週間に対するご協力をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

国住安第24号

平成23年8月30日

厚生労働省老健局長
厚生労働省健康局長
厚生労働省労働基準局長 } 殿

国土交通省住宅局長

平成23年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について

建築行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省及び各特定行政庁においては、建築基準法令違反の建築物の是正及びその発生予防に努めており、その一環として、「違反建築防止週間」を設定・実施しております。

今年度の違反建築防止週間については、平成23年10月11日（火）から17日（月）までを実施期間の基本としますので、本週間に対するご協力をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

国 住 安 第 2 5 号

平成23年8月30日

(関係団体の長) 殿

国土交通省住宅局長

平成23年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について

建築行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省及び各特定行政庁においては、建築基準法令違反の建築物の是正及びその発生予防に努めており、その一環として、「違反建築防止週間」を設定・実施しております。

今年度の違反建築防止週間については、平成23年10月11日（火）から17日（月）までを実施期間の基本としますので、本週間に対するご協力をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

(関係団体の長)

- (社) 日本建築士会連合会会長 殿
- (社) 日本建築士事務所協会連合会会長 殿
- (社) 日本建築家協会会長 殿
- (社) 全日本建築士会会長 殿
- (社) 日本建築協会会長 殿
- (社) 日本建築学会会長 殿
- (社) 商業施設技術者・団体連合会会長 殿
- (社) 全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿
- (社) 全日本不動産協会理事長 殿
- (社) 日本住宅建設産業協会理事長 殿
- (社) 全国住宅建設産業協会連合会会長 殿
- (社) 不動産協会理事長 殿
- (社) 日本ビルディング協会連合会会長 殿
- (社) 全国建設業協会会長 殿
- (社) 日本建設業連合会会長 殿
- (社) 全国中小建設業協会会長 殿
- (社) 日本建設業経営協会会長 殿
- (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長 殿
- (社) 日本木造住宅産業協会会長 殿
- (社) 全国浄化槽団体連合会会長 殿
- (社) プレハブ建築協会会長 殿
- (社) 日本ツーバイフォー建築協会会長 殿
- (一財) 日本建築センター理事長 殿
- (財) 建築技術教育普及センター理事長 殿
- 全国建設労働組合総連合中央執行委員長 殿